

第9次粉じん障害防止総合対策（岐阜労働局版）

第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。

また、平成30年2月9日付け基発00209第3号の別添「第9次粉じん障害防止総合対策」に示す「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）事業者が自主的に取り組むことが望まれる。

本総合対策は、岐阜労働局（以下「当局」という。）におけるじん肺新規有所見労働者の発生状況、8次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等も踏まえて、当局管内における当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定め、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

2018年度から2022年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

当局においてもじん肺所見が認められる労働者数は大幅に減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生していること、また、当局管内で高純度の結晶質シリカの微細粉末を製造、取扱う事業場の労働者にじん肺管理区分が急激に進行する事案が発生していることから引き続き粉じんのばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、局所排気装置等の粉じん飛散防止措置、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんにさらされる労働者、職長、事業者に粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起する必要がある。

特に近年の粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）の改正により、屋外における岩石・鉱物の研磨作業等や屋外における鉱物等の破碎作業をはじめとする呼吸用保護具の使用を要する作業が追加される改正が複数にわたり行われているところであり、これらの改正内容の確実な実施について周知を図る必要がある。

また、粉じん作業に従事または従事した労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者がじん肺健康診断を着実に実施すること、さらに離職時又は離職後にじん肺所見が認められた労働者に対する健康管理を継続的に推進

する必要がある。

加えて、有所見者が多く発生している①窯業土石製品製造業、②ずい道等建設工事、③アーク溶接作業、④岩石等の裁断等の作業、⑤金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、これらの業種・作業を重点として推進する必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点とする。

- (1) 窯業土石製品製造業における粉じん障害防止対策
- (2) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業、鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (4) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (5) じん肺健康診断の着実な実施
- (6) 離職後の健康管理の推進

第4 当局及び労働基準監督署の実施事項

(1) 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講すべき措置（岐阜労働局版）」（以下「講すべき措置（岐阜局版）」という。）をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。

特に、重点事項である「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康診断実施結果報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用周知

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記(1)の各種指導等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

(3) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請

労働災害防止団体の岐阜県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、「講すべき措置（岐阜局版）」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、関係事業者団体に対して、「講すべき措置（岐阜局版）」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う講習会等の粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、会員事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

イ) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的に実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(4) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、岐阜産業保健総合支援センター又はその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

(5) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策

に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

(6) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要であるため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、平成 29 年 6 月 21 日付け基発 0621 第 32 号『ずい道等建設工事における「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」等の一部改正について』の周知及び建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成 24 年 3 月）についても必要に応じ、参考するよう周知する。